



介護予防活動から展開する 生活支援体制整備事業

池田町役場保健福祉課高齢者支援係 係長 鈴木 聞

池田町のご紹介



十勝平野の中央やや東寄りに位置し、総面積は371.91平方キロメートル。地勢は平たんで、山岳地帯でも海拔100mから200mを超える程度。気候は、夏は30℃を超え、冬は氷点下20℃を下回ることから、1年の寒暖の差は50℃以上になります。降雨量、降雪量共に十勝管内では少ない方で“十勝晴れ”と呼ばれる爽やかな晴天に恵まれることが多いのも特徴です。

特産品：十勝ワイン いけだ牛 つくね芋

人口 7,057人
高齢化率 40.36%
65歳以上 2,848名
(平成28年6月末現在)



十勝管内の人口

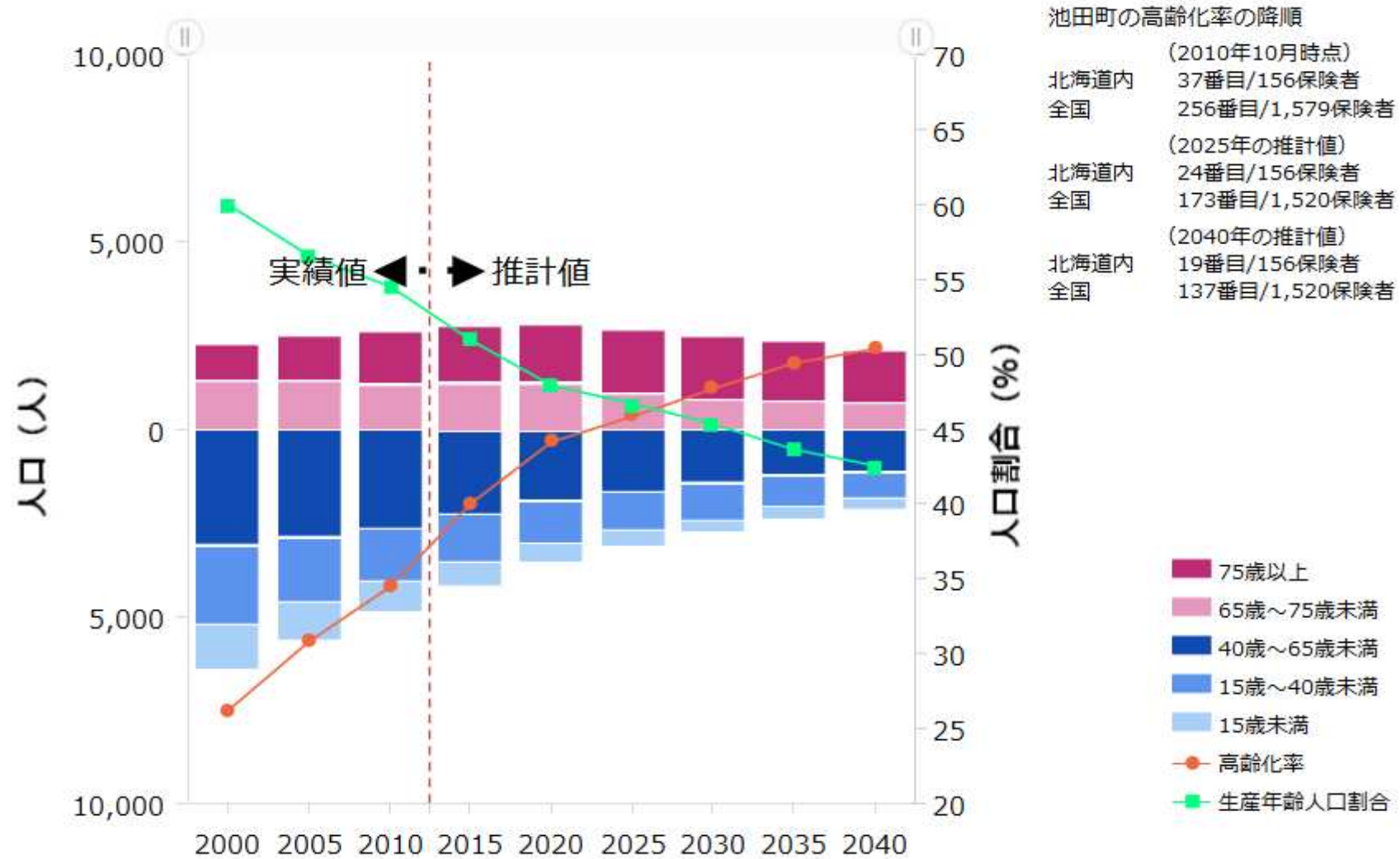
平成25年10月1日

市町村名	人数		高齢化率%		市町村名	人数		高齢化率%	
音更町	45,387		24.0		広尾町	7,635		31.6	
士幌町	6,440		27.8		幕別町	27,574		27.0	
上士幌町	5,035		33.2		池田町	7,427		37.1	1
鹿追町	5,630		26.0		豊頃町	3,421		36.2	3
新得町	6,480		33.8		本別町	7,925		35.3	
清水町	9,957		32.1		足寄町	7,470		35.4	
芽室町	19,336		24.2		陸別町	2,597		36.8	2
中札内村	4,089		25.8		浦幌町	5,348		35.7	
更別村	3,363		26.6		帯広市	168,584		24.3	
大樹町	5,870		31.6						



道内 36位/179市町村

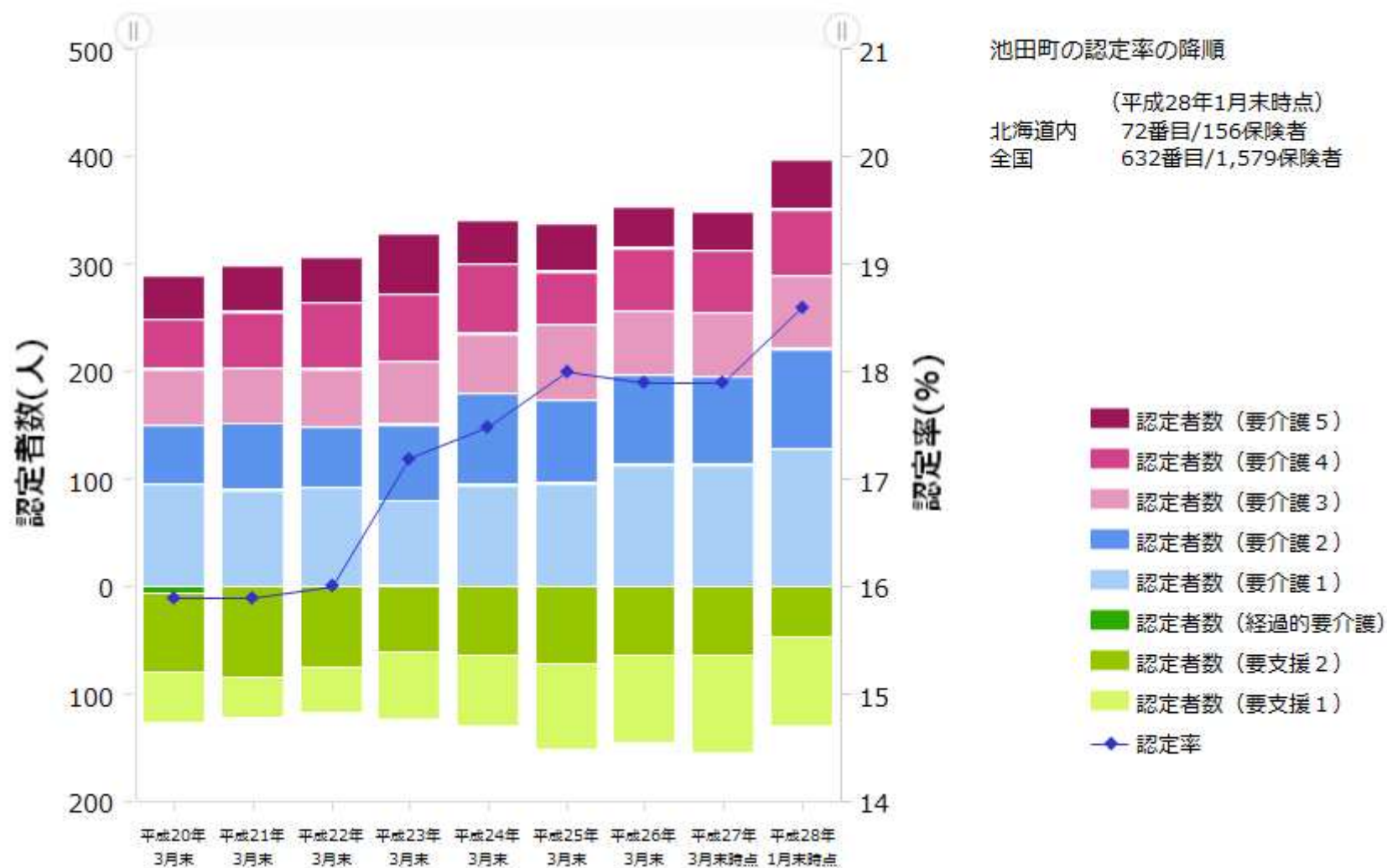
池田町の人口の推移



(出典) 2000年～2010年まで：総務省「国勢調査」

2015年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

池田町の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移



総合事業の開始に向けて

- ・平成26年度 総合事業の平成27年度からの開始を決定
- ・平成27年3月 生活支援体整備事業開始に向けた検討会の開催
事業の実施方法について、町内介護保険事業者の了承を得る
- ・平成27年4月 生活支援体整備事業の開始
池田町社会福祉協議会にCOの配置と協議体の設置運営を委託
- ・平成27年9月 第1号訪問・通所介護事業（現行相当サービス）開始のための事業者説明会の開催。契約書参考例・連合会サービスコード等の提示
- ・平成28年3月 池田町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の施行
- ・平成28年3月 第1号訪問・通所介護事業（現行相当サービス）開始

介護予防・生活支援サービス事業(第1号訪問・通所介護事業等)

第1号訪問・通所介護事業(現行相当サービス)の開始

- ・介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業(サービス事業)
平成28年3月より、要支援1・2の方の利用する訪問・通所サービスを予防給付から地域支援事業に順次移行
- ・平成28年3月以降、新規で要支援の認定を受けた方と、介護認定更新時に要支援の認定を受けた方は、予防給付ではなく第1号訪問・通所介護サービスを利用することとなる。
- ・現行相当サービスだけを実施している間はチェックリストによる判定は行わず、要支援認定を受けた方だけを対象者とする
- ・利用方法、利用料は予防給付と変更無し
平成28年6月末現在移行 訪問介護 9名 通所介護7名

今後の事業方針

- ・訪問型サービスは、過疎地域での事業継続が困難な事業であり、安定的なサービス提供体制を確保する観点から現行相当サービスの継続が必要
- ・通所型サービスは、入浴支援が必要な方や居住地が遠方であり送迎の困難な方等、現在と同等のサービス提供を継続することが必要な方もいる。基準を緩和して行うミニデイサービス等を整備し、対象者を適切なサービス利用に促しながら継続していく。

生活支援体制整備事業の開始

「生活支援体制整備事業」って何だろう？

生活支援体制整備事業は、「その他の生活支援サービス」を提供するためだけの事業ではなく、多様な主体が参加して地域を創り上げて行くための事業であり、10年かけて地域を変えて行く事業。これが完成形という見本がある物ではなく、地域の実情に合わせて整えて行かなければならない。

事業を進めて行く上で必要となるのは、地域にある資源を把握し生活支援のニーズとマッチングしながらサービスの提供体制を整えて行くこと

NPO・ボランティア・老人クラブ等、住民が主体となった多様な生活支援サービスの提供を展開していけるよう支援していく

そのために

ボランティア団体、高齢者団体等とつながりが深く、地域資源を把握している社会福祉協議会に事業を委託し実施していくことでスムーズな事業展開が可能となる。

そこで

池田町社会福祉協議会に委託し、平成27年4月から事業開始

具体的な事業の進め方

① 生活支援コーディネーターの配置

- ・第1、2層生活支援COを兼ねて社協に配置(専任1名、兼任2名体制)
池田町全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する
- ・第3層COは住民活動支援員7名(通所型対応:通いの場と人を繋ぐ)
+LOREN支え合いマネージャー(訪問型対応:人と人を繋ぐ)

② 協議体の設置

市町村と第1層COが協力して、地域の関係者の情報共有及び連携強化を図るネットワークとして設置する。運営については池田町社会福祉協議会に委託する。

③ 協議体の役割

現在の地域資源を把握の上、訪問・通所型サービスおよび一般介護予防サービスに整理するとともに、多様な実施主体に参画を求め、不足するサービスを開発し、総合事業のメニュー全体を調整・整備する。

- ・コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズの把握(アンケート調査やマッピング等の実施)
- ・情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定を行う場
- ・働きかけの場

「地域の関係者」とは誰のことなのでしょうか？

— その地域で暮らす全ての人に関係者 —

会議を開くことは目的ではなく手段であり、協議体に一番初めに求められるのは地域の関係者の情報共有がなされる場を設定すること。

池田町介護予防・生活支援体制整備調整会議の開催

毎月1回 町と社協で協議の場を持ち情報の共有や意思統一を図る

構成メンバー：保健福祉課長・高齢者支援係長・包括支援係長・生活支援コーディネーター

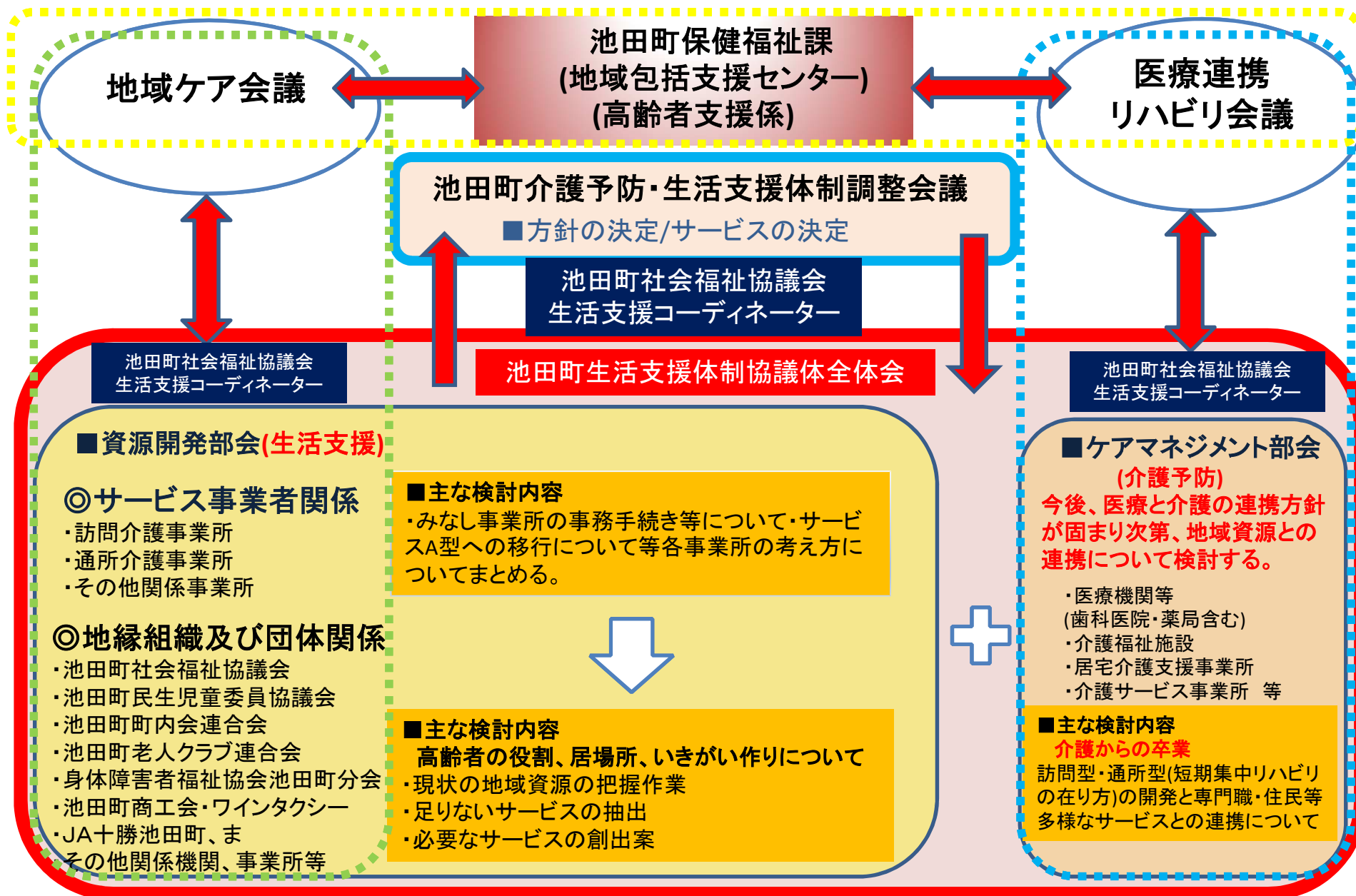
【協議すること】

- ・ 経過報告と活動予定の検討
- ・ 池田町における生活支援体制の方向性についての検討
- ・ 協議体から上がってきたサービス案等の制度化についての検討

平成27年6月から月1回程度開催 . . . 平成27年度12回開催

「生活支援ＣＯが勝手に動いている」「何をやっているかわからない」という状況を作らないため、また「町の考え方と生活支援ＣＯの考え方が違う」ということにならないため、細かな打合せを行いお互いの状況や考え方を理解し統一していくための場

池田町型包括ケアシステム各会議相関図



総合事業を早期に開始できた基盤

高齢者に必要なのは、手厚い介護ではなく「いきがい」を持った生活を送ることという考え方

【池田町で取り組んできたこと】

いきがい焼き事業



昭和47年から高齢者には「いきがい」が必要と考え町営の焼き物工房を福祉事業として開設してきた



ふまねっと健康教室



平成19年から各町内会館へ住民自身が出向いて健康教室を実施している。



平成25年度から更なる介護予防の充実を目指して
社協・NPO法人と協力して新たな事業を開始

住民主体の介護予防事業の推進

平成18年から続いたふまねっと運動の推進を重点的としたボランティアの育成活動は、自発的な取組醸成の効果があつたが、後継者の育成に課題が見えてきたため、池田町として介護予防施策に位置付け、積極的にサポーター養成を支援することとした。

地域介護予防活動支援事業交付金と介護支援ボランティア事業

【事業の目的】

- ①介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修の実施
- ② 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
- ③社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

(ふまねっと健康教室、脳トレ健康教室、天声人語サロンの開催支援とそれらを対象事業とした介護支援ボランティア活動の実施)

ー平成25年度より池田町社会福祉協議会に事業委託と補助金を交付ー

目的は住民が自発的に介護予防に取り組める基盤(システム)を作ること

→ 地域のたすけあいの心の醸成など様々な相乗効果がある

地域介護予防活動支援事業交付金の交付

対象事業

介護予防健康教室等の運営

(ふまねっと健康教室・脳トレ健康教室・天声人語サロン・地域交流サロン・ふれあい昼食会・ふれあい郵便・再生ボランティアサロン等)

ボランティアポイントの交付

対象事業の運営活動をボランティアポイントの交付対象とした

1ポイント100円で換金は年間500ポイント(5,000円)まで500円単位の地域通貨で交付する

地域活動支援員の派遣

ボランティアポイントの管理・会場の運営管理を行う者を各会場に1名派遣

◎対象事業の会場でボランティアの活動を確認しポイント認定しスタンプを押す。

◎各会場の安全管理、参加者等の情報を事務局に報告

◎新しい参加者に優先的に関わり会場に馴染めるよう支援を行う。虚弱な方を中心に見守り支援を行う。

社協臨時職員として、主に子育て世代の女性を会場に派遣し、ボランティアの活動を支援することで、事業の安定的な運営が可能になった。

各会場の運営主体はボランティア、支援員は側面的な支援を行うことが原則。

高齢者福祉に関わりの少ない世代を支援員とすることで、新しい世代へのアプローチとなった。

介護予防事業からの展開

① 住民が主体となって行う介護予防活動

- ・住民がサポーターとなり開催する「ふまねっと健康教室」の活動
～ 何かをやろうという企画の段階から住民と話し合い進めてきた
- ・介護支援ボランティアポイント事業の実施
～ ボランティア活動を行ってきた方達と協議を行い導入した

押しつけではない住民主体の活動を行うことで根付き広がってきた
住民に任せ切るのではなく、側面から活動を見守り育ててきた

② 情報の共有化

- ・介護支援ボランティア養成講座やLOREN支えあいパートナー養成講座、社協主催の講演会等で、町の高齢化の状況や介護の問題について情報発信を行ってきた
～ 自分たちのために何かできることをやろうという意識の醸成
自分の住む地域を自分も支えて行くという気持ちの芽生え

③ 支えあう体制づくり

- ・今必要なものは何かを考え、足りないものを補うため知恵を出し合う
～ 行政だけでは思いつかない発想に触れる
住民が本当に必要としている物を理解する

ボランティアポイント事業の実施

対象者

池田町に住所を有する65歳以上の方(第1号被保険者)

事前研修の実施

登録申請者には社協開催する事前研修の受講を義務付け、受講後登録証とボランティア手帳を交付

対象事業

介護予防健康教室運営の支援活動

ふまねっと健康教室・脳トレ健康教室・天声人語サロン

高齢者の参加を目的とする行事の運営支援活動

ふれあい昼食会・ふれあい郵便・再生ボランティアサロン・ふれあいネットワークサロン・地域交流サロン

ボランティアポイントの交付

1ポイント100円で換金は年間500ポイント(5,000円)まで500円単位の地域通貨で交付

地域活動支援員の派遣

ボランティアポイントの管理・会場の運営管理

介護支援ボランティアポイント対象事業

	開催頻度	開催箇所	担い手	平成26年度実績		備考 実施主体等 ※住民活動支援員は各会場に1名
				対象人数(人)	決算額(円)	
ふまねっと健康教室	月1~4回	11ヶ所	ボランティア、 住民活動支援員、	実307 延3305	979,948	※各会場3回 包括保健師協力
くもん脳トレ健康教室 (タクシー送迎付き)	週1回	2ヶ所	ボランティア、 住民活動支援員	実30 延602	1,269,483	社協、NPO虹の家(H27~) ※効果測定 包括保健師協力
天声人語サロン	週1回	1ヶ所	住民活動支援員	実17 延377	113,564	社協
再生ボランティア サロン	月2回	1ヶ所	ボランティア	実12 延107	0	社協
ふれあい郵便	月2回	1ヶ所	ボランティア	実6 延144	41,205	社協
ふれあい昼食会 (コミバス利用)	月1回	1ヶ所	ボランティア、 住民活動支援員	実62 延356	454,744	社協
ROCOCOサロン	週1回	1ヶ所	ボランティア、 住民活動支援員	延461	452,722	社協
ふれあいネットワー クサロン	月2回	3ヶ所	ボランティア、 住民活動支援員	延526	131,958	社協(町内会等)
サロン虹の家	週5回	1ヶ所	ボランティア、 職員			NPO虹の家

ボランティアポイント活動実績について

平成25年度 登録者数 介護支援33名 地域支援 10名

介護69,500円 地域12,000円

	くもん脳トレ教室	ふまねっと健康教室	天声人語サロン	スキルアップ研修	ロココサロン	再生ボランティアサロン	ふれあい昼食会	虹の家サロン	名久井サロン	合計
介護	27	721	2	53	-	-	-	-	-	803
地域	61	61	0	23	-	-	-	-	-	145

平成26年度 登録者数 介護支援72名 地域支援 31名

介護130,500円 地域29,000円

	くもん脳トレ教室	ふまねっと健康教室	ふれあい郵便	スキルアップ研修	ロココサロン	再生ボランティアサロン	ふれあい昼食会	虹の家サロン	名久井サロン	合計
介護	22	965	108	32	6	77	86	298	85	1679
地域	88	67	0	12	16	17	12	85	0	318

平成27年度 登録者数 介護支援 名 地域支援 名

介護181,000円 地域35,000円

	くもん脳トレ教室	ふまねっと健康教室	ふれあい郵便	スキルアップ研修	ロココサロン	再生ボランティアサロン	ふれあい昼食会	虹の家サロン	名久井サロン	合計
介護	32	1112	105	75	0	101	89	272	331	2117
地域	100	68	19	28	43	14	14	68	16	370

ふまねっと健康教室の開催状況①

	会場名	開催日時	時 間	活動場所	65歳以上 人数／ 全人数	高齢化率%	1回あたり 平均 参加人数	参加率%
①	旭町3町内会館 ふまねっと健康教室	毎月1回 17日	10:00～11:30	旭町3町内会館	134/391	34. 3	17.0	12.6
②	旭町4丁目会館 ふまねっと健康教室	毎週 月曜日	10:00～11:30	旭町4町内会館	124/346	35. 8	11.3	9.1
③	8丁目町内会館 ふまねっと健康教室	毎月2回 第1・3土曜日	13:30～15:00	8丁目町内会館	135/388	34. 8	18.1	13.4
		毎月1回 第2 月曜日	14:00～15:30					
④	9丁目町内会館 ふまねっと健康教室	毎月2回 15日、 25日	10:00～11:30	9丁目町内会館	206/560	36. 8	11.5	5.6
⑤	11丁目町内会館 ふまねっと健康教室	毎月2回 10日、 20日	10:00～11:30	11丁目町内会館	317/706	44. 9	11.0	3.5
⑥	利別町内会 ふまねっと健康教室	毎週 日曜日	10:00～11:30	利別町内会館	525/1411	37. 2	16.9	3.2

※12月15日～1月15日はお休みしています。

ふまねっと健康教室の開催状況②

	会場名	開催日時	時 間	活動場所	65歳以上 人数／ 全人数	1回あたり平均 参加人数	高齢化率%	参加率%
⑦	高齢者コミセン ふまねっと健康教室 (市街広域)	毎月2回 5日、20日	10:00～11:30	高齢者 コミュニティセンター	－	10.3		－
⑧	ふまねっとカフェ (池田町全域)	毎月2回 第2・4金曜日	10:00～11:30	西部 コミュニティセンター	－	16.0		－
⑨	千代田南北集会所 ふまねっと健康教室	毎月1回 1日	13:30～15:00	千代田南北 集会所	125/327	15.2	38. 2	6.7
⑩	美加登信取会館 ふまねっと健康教室	毎月1回 5日	10:00～11:30	美加登 信取会館	45/102	18.4	44. 1	40.9
⑪	サロン虹の家 ふまねっと健康教室 (他団体実施)	毎月1回 火曜又は 木曜	10:30～11:45	サロン虹の家	－	－		－

ロココで行われている誰でも行けるサロン

	サロン名	開催日時	時 間	活動場所	ポイント 事業※	世帯数/ 人数	1回あたり平 均 参加人数	備 考
	ROCOCO サロン	毎週火曜日	13:00～16:00	ROCOCO	○	-	10.1	オリジナルロコココーヒー 入場料100円
	再生ボランティア サロン	毎月2回 第1、第3 水曜日	13:00～16:00	ROCOCO	○	-	5.1	エコキャップの選別作業等 参加費 無 料
	天声人語茶論	毎週 木曜日	15:00～16:30 (夏期) 14:00～15:30 (冬期)	ROCOCO	○	-	6.6	美文字トレ・脳トレ・交流・時事ネタ 参加費 月額100円 ノート料実費負担
	ふれあいマー ジャンサロン	毎月2回 第1、第3 水曜日	9:30～12:00	ROCOCO	-	-	13.5	初心者歓迎! かけない・のまない・すわない 健康マージャン 参加費 無 料
	卓上サロン	毎月2回 第2、第4 水曜日	13:00～16:00	ROCOCO	-	-	5	初心者歓迎! 囲碁・将棋・チェス・オセロ 参加費 無 料
	くもん脳トレ 健康教室	毎週火曜日	10:00 ～11:30	ROCOCO	○	-	14	脳をきたえよう! 前期4月～9月/後期10月～3月 65歳以上 各回18名定員 月額 500円
	アルバムカフェ	随時予約		ROCOCO	-	-	5	手作りアルバムを作ろう! 参加2組以上 各200円 材料付

※○印は、地域支援・介護支援ボランティアの対象事業。

町内会館等で開催している誰でも行けるサロン

	サロン名	開催日時	時 間	活動場所	ポイント 事業※	65歳以上 人数／ 全人数	1回あたり 平均 参加人数	備 考
①	旭4わいわいサ ロン	毎月2回 第2、第4 火曜日	13:30～16:00	旭町4 町内会館	-	124/346	15.4	楽しい会話でふれあいの時間を 過ごせます。参加費 100円
②	8丁目はちはち サロン	毎月2回 第2、第4月 曜日	13:00～15:30	8丁目 町内会館	-	135/388	15.2	楽しい遊具で楽しく過ごせます。 参加費 100円
③	名久井サロン	毎月2回 第2、第4 月曜日	11:30～14:00	▼▼宅 (旭町1丁目)	○	133/327	18.5	手作り感満載の居宅サロンです! 参加費200円。 (イベント時は、食事代等別途料金 がかかります)
④	名久井サロン 分室	毎月2回 15日、25日	11:30～15:00	●●宅 (旭町1丁目)	-	133/327	10.1	名久井サロンと分室が重なった 場合は、名久井サロンが水曜日 に移動。参加費200円 ※12月～4月迄はお休み。
	サロン虹の家 (他団体)	月～金曜日	10:00～16:30	NPO法人 虹の家	-	-	-	月、水、金は食事なし無料。 火、木は、前日までに予約。 昼食有400円
⑤	どんぐりサロン	毎月1回 第3木曜日	10:00～15:00	信取美加登 会館(農村部)	○	45/102	15.3	食事あり。 参加費200円
⑥	放課後サロン エルム	毎月2回 第1、第4 金曜日	14:30～17:30	大通り4丁目 (ポンテ)	-	商店街	15.0	放課後に子どもが自由に集えるサロン。 無 料

※○印は参加者がボランティア事前研修を受講し利用者もポイント対象。住民活動支援員を派遣し、2層のS Cは3か月に1回程度定期巡回する。

今後の事業展開

① LOREN支えあいパートナー制度

- ・老人クラブ連合が実施主体となり組織し行う、高齢者の互助事業
- ・サービス内容
ゴミ出し、買い物代行、掃除、家屋や電気製品の簡易な修理、庭・畑等の手入れ、衣類の洗濯や補修、代筆等
- ・利用料金 提供者1名につき30分200円（チケット制）
活動費は30分につき250円とし、ワINSTAMP商品券（地域通貨）で支払う

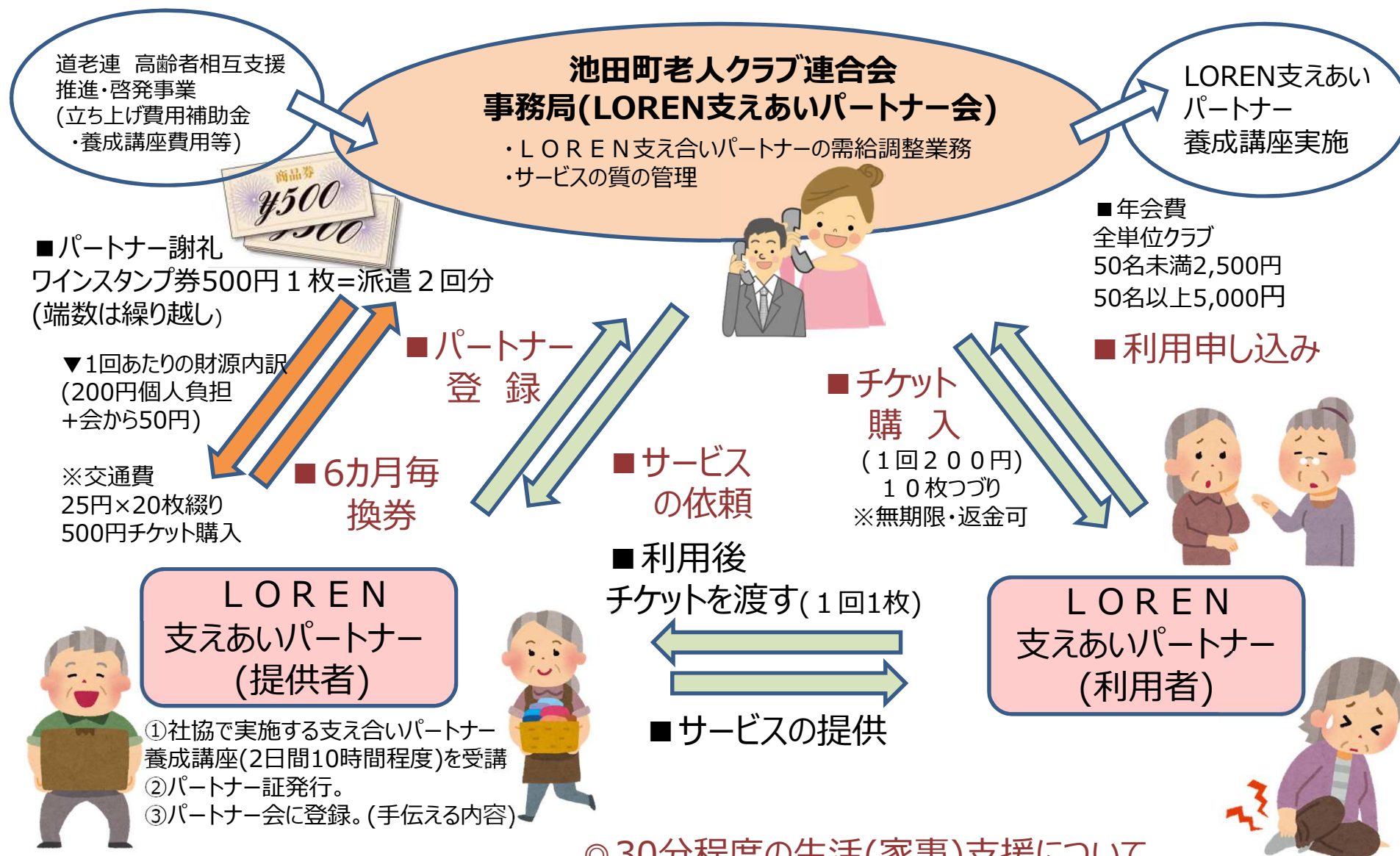
② 地域支えあい見守りタクシー事業

- ・農村地区において開催される、老人クラブ例会やサロン活動参加者へのタクシーを利用した送迎運行費の助成を行う
- ・6,000円／回 月2回まで
- ・平成28年5月から7月まで、地区老人クラブの自主事業として実証運行開始、8月以降は町が補助し、平成29年3月まで実証運行を継続し、本運行について検証する。

③ 基準を緩和した通所型サービス事業

- ・NPO法人による総合事業対象者への通所型サービスの開始（平成28年10月予定）
- ・共生施設で開催されている地域交流サロンから事業を展開

池田町老人クラブ連合会 LOREN 支えあいパートナー事業のしくみ



◎ 30分程度の生活(家事)支援について

※ 専門性、継続性、緊急性のないもの

例 高いところの軽い荷物の移動、電球・蛍光灯の取り換えなど

LOREN支えあいパートナー養成講座カリキュラム

2日間合計10時間 受講料 無 料

講座A	時間	講師	講座B	時間	講師
介護保険制度	45分	町	ボランティア活動の意義	60分	社協ボランティアC
ケアプランの実際 (自立に向けた介護)	45分	ケアマネ	グループワーク① 「活動メニューについて」	50分	社協生活支援C
高齢者の特徴と対応	50分	初任研講師	支えあいパートナー制度の説明	30分	老連事務局 (社協生活支援C)
認知症の理解	60分	初任研講師	緊急時の対応	60分	消 防
コミュニケーションの手法	30分	初任研講師	グループワーク②「介護されかた講座」	80分	初任研講師
訪問マナー(守秘義務)	30分	初任研講師	■研修テキストは、介護職員初任者研修テキスト「中央法規」を部分的に使用。10時間で全範囲網羅できないため、初任者研修を担当している講師に指導を依頼し、生活援助と高齢者向けという点に絞り、カリキュラムを独自に構成した。		
生活援助サービスの実際	60分	初任研講師			
	合計 320分			合計 280分	

- 年間4回程度同じ講座を定員26名で開催する。1日のみ受講も可能。2日分受講者にパートナー証を交付する。
- 復習のために受講後も、何度も受講できる。
- 支えあいパートナーとして訪問する人はパートナー証を取得する必要がある。
- 支えあいマネージャーとしてマッチング業務を担う人は、パートナー証を取得していて、マネージャー会議に出席できる人
- 老人クラブ員全員の受講を目指して取り組みます。

平成28年度 LOREN支えあいパートナー事業 関係 日程表

業務区分		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
池田町老人クラブ連合会	町内	総会 規約承認	三役会	会長・女性部 合同役員会	ふれあい 広場	高齢者スポー ツ大会		視察研修 (調整中)		単位クラブ 交流会		
		5月18日	6月13日	7月10日	8月27日							
			理事会									
	道・国		6月23日									
				定山溪(庄 司・佐藤・河 口)							全国老人ク ラブ連合会 (発表、佐 藤・庄司)	
LOREN 支えあい パートナー 会(新しい 互助組 織)	養成講座 (2日間10h)			LOREN支えあ いパートナー養 成講座		LOREN支え あいパート ナー養成講 座		LOREN支 えあいパート ナー養成講 座			LOREN支え あいパート ナー養成講 座	
	日程			7月27日 7月28日		9月29日 9月30日		11月29日 11月30日				
	マネージャー 会議		理事会にて 1名推薦につ いて説明	マネジャー 17名決定	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議	支えあいマネ ジャー会議
	事務局業務		チケット・パン フレットの検 討	ボランティア登 録及び研修	地図システム 名簿入力							
社会福祉 協議会 (生活支 援体制整 備事業)	全体			資源開発部会 5者会議 7 月20日(田園 ホール)								
	例会等訪問 (協議) 2時間程度		■ 東台長寿 ■ 昭栄 ■ 東台	■ 利別高砂会								

LOREN支えあいパートナー事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者（地域住民）のちょっとした困りごとをお手伝いすることによって「お互い様の精神による支えあいのまちづくり」の実現を目指して行う、「LOREN支えあいパートナー事業」に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、池田町老人クラブ連合会が実施する。

(運営主体)

第3条 この事業の推進のために、池田町老人クラブ連合会の組織とは別に互助組織「LOREN支えあいパートナー会」を立ち上げ、代表はLORENの役員が兼ね、その運営のために新たに特別会計を設ける

(会 費)

第4条 「LOREN支えあいパートナー会」に入会するためには、単位クラブ毎に年会費を収める。

2 年会費の額は、単位クラブ員数を基準とし次のとおりとする。

50名未満 2,500円

50名以上 5,000円

(利用者の登録)

第5条 この事業の利用者は、LORENの会員、あるいは当該事業の目的に賛同し、あらかじめ登録された人とする。

2 老人クラブに加入していることを入会の要件とするかについては、地域の実情に配慮し地域の各単位クラブ会長が決定できるものとする。

(提供者の登録)

第6条 この事業の提供者（以下「支えあいパートナー」という。）は、池田町老人クラブ連合会員、あるいは当該事業の目的に賛同し、かつLOREN支えあいパートナー養成講座を修了の上あらかじめ登録された人とする。

2 老人クラブに加入していることを入会の要件とするかについては、地域の実情に配慮し地域の各単位クラブ会長が決定できるものとする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) ゴミ出し

(2) 買い物代行、おつかい

(3) 掃除（整理・整頓）

(4) 家屋・電気製品の軽易な修理（取り付け）

(5) 庭・畑などの手入れ

(6) 衣類の洗濯（洗い・干し・取り込み）・補修

(7) 代筆

(8) その他池田町老人クラブ連合会会長が必要と認めるもの

(利用時間)

第8条 利用時間は、原則として午前9時から午後5時までの間、1日1時間を限度とする。ただし、12月29日から同月31日まで、及び1月1日～同月5日までの間は、原則としてサービスは行わないものとする

(利用料金)

第9条 利用料金（謝礼金）は、提供者1名につき30分200円とする。

2 あらかじめ1枚200円のチケットを10枚綴り（2,000円）を事前に購入しておき、サービス利用後すみやかに提供者に利用時間分のチケットを謝礼として渡す。

（活動費）

第10条 支えあいパートナーに対する活動費は、30分につき250円相当とする。ただし、1時間毎にワインスタンプ券（500円相当）に換算して半期毎に支払う。

2 サービスの実施に伴う材料費等実費については別途利用者が負担する。

（交通費）

第11条 支えあいパートナーが利用者宅へ訪問する際に自家用車を使用した場合にのみ支払う。その際の燃料代は、1kmあたり25円とする。

2 あらかじめ1枚25円のチケットを20枚綴り（500円）を事前に購入しておき、サービス利用後すみやかに提供者に事務局であらかじめ算定した額分のチケットを交通費として渡す。

（利用申し込み等）

第12条 利用者又はその家族等は、池田町老人クラブ連合会事務局（以下「事務局」という。）に電話又は口頭によりサービスを依頼する。

2 事務局は、サービス提供の依頼を受けた場合、単位クラブ毎に配置した支えあいマネージャーと相談の上、提供者を選定し、その結果を利用者に連絡する。

3 依頼のあったサービスの内容が当該事業の対象として不適当と判断した場合、または提供者の都合がつかない場合は、サービス提供をとりやめ、その旨利用者又はその家族等に連絡する。

（支えあいマネージャー）

第13条 事務局から依頼を受け、利用者の状況に合わせた提供者のマッチングに向けて情報提供やコーディネートを行う。

2 単位クラブ毎に1名LOREN支えあいパートナー養成講座を受講したものの中からあらかじめ選任する。

3 選任されたのち速やかに、町の介護支援ボランティア登録を行う。

4 事務局と電話連絡等利用調整業務を行った場合は、1日1ポイントを限度としてボランティアポイントが交付される。

（支えあいマネージャー連絡会議の設置）

第14条 この事業の円滑な運営を図るために、支えあいマネージャー連絡会議（以下「マネージャー会議」という。）を設置する。

2 マネージャー会議は、各単位クラブの支えあいパートナーから代表者1名を選出し構成する。

3 サービスの質の維持・向上のため必要に応じて会議及び研修を行う。

（事務局）

第15条 この事業に関する事務局を設置する。

2 事務局には、次の担当者を置く。

（1）事務局長 1名

（2）コーディネーター 1名

（3）会計 1名

（義務）

第16条 支えあいパートナーは、次の義務を負うものとする。

（1）サービスの提供等により知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

（2）サービスの提供中、利用者に急変がおきた場合は、その状況から的確に判断し、必要に応じて関係機関へ連絡するものとする。

（3）半期毎の活動状況を活動記録表に記録し、池田町老人クラブ連合会会長に提出しなければならない。

（傷害保険・賠償保険）

第17条 事故等に備えるため、サービス提供者は老人クラブ連合会活動保険に加入することとする。

（その他必要事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は池田町老人クラブ連合会会長が定める。

付則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

地域支えあい見守りタクシー事業関係



『地域支えあいタクシー』運行日程表

FAX送信票

□ワイン交通 572-5802 行 / □池田町社協 579-2223 行

運行予定日 平成 年 月 日

NO. -

運行南回りルート① 担当（電話 - ）					運行北回りルート② 担当（電話 - ）				
順路	時 刻	利用者氏名	乗車確認	備 考	順路	時 刻	利用者氏名	乗車確認	備 考
1	8:35		乗る / 乗らない	1便	1	9:10		乗る / 乗らない	3便
2	8:36		乗る / 乗らない	1便	2	9:11		乗る / 乗らない	3便
3	8:44		乗る / 乗らない	1便	3	9:12		乗る / 乗らない	3便
4	8:47		乗る / 乗らない	1便	4	9:14		乗る / 乗らない	3便
5	8:48		乗る / 乗らない	1便	5	9:15		乗る / 乗らない	3便
6	8:49		乗る / 乗らない	1便	6	9:18		乗る / 乗らない	3便
7	:		乗る / 乗らない		7	9:19		乗る / 乗らない	3便
8	8:55		乗る / 乗らない	2便	8	9:21		乗る / 乗らない	3便
9	8:57		乗る / 乗らない	2便	9	:		乗る / 乗らない	
10	8:57		乗る / 乗らない	2便	10	:		乗る / 乗らない	
11	9:00		乗る / 乗らない	2便	11	:		乗る / 乗らない	
12	:		乗る / 乗らない		12	:		乗る / 乗らない	
13	:		乗る / 乗らない		13	:		乗る / 乗らない	
14	:		乗る / 乗らない		14	:		乗る / 乗らない	
15	:		乗る / 乗らない		15	:		乗る / 乗らない	
16	:		乗る / 乗らない		16	:		乗る / 乗らない	
17	:		乗る / 乗らない		17	:		乗る / 乗らない	
18	:		乗る / 乗らない		18	:		乗る / 乗らない	
19	:		乗る / 乗らない		19	:		乗る / 乗らない	
20	:		乗る / 乗らない		20	:		乗る / 乗らない	
合計		10名	利用料計	2000円	合計		8名	利用料計	1600円